

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....一
 - 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可
.....(同).....一
 - 市街地再開発組合の事業計画の変更認可
.....(同).....二
 - 市街地再開発組合の定款の変更認可
.....(同).....二
 - 知事指定薬物の指定
.....(保健医療局健康安全全部業務課).....二
 - 都道の区域変更
.....(建設局道路管理部路政課).....三
- 告示 (選)**
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
.....五
 - 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
.....五
 - 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を

超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数).....五

告示

●東京都告示第二百十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南小岩六丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

南小岩六丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年十二月十五日から令和八年十二月三十一日まで

三 施行地区

江戸川区南小岩六丁目及び南小岩七丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区南小岩六丁目三十一番十号FIRSTAⅡ二

○一

平成二十八年十二月十五日

五 変更の内容

事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年三月四日

●東京都告示第二百二十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき築地二丁目地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

日鉄興和不動産株式会社及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

二 事業施行期間

令和六年七月三十一日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区築地二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

築地二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

港区赤坂一丁目八番一号

六 施行認可の年月日

令和六年七月三十一日

七 変更の内容

施行者の名称を日鉄興和不動産株式会社及びN.T.T都市開発株式会社に変更する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年三月三十一日まで延長する。

令和八年三月四日

●東京都告示第二百二十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき月島三丁目北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

月島三丁目北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年八月七日から令和九年六月三十日まで

三 施行地区

中央区月島三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島一丁目三番二号 佃権月島ビル七階

令和二年八月七日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和八年三月四日

●東京都告示第二百二十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき八重洲二丁目中地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準

用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

八重洲二丁目中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十月十九日から令和十二年一月三十一日まで

三 施行地区

中央区八重洲二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲二丁目一番四号

令和三年十月十九日

五 定款の変更の認可の年月日

令和八年三月四日

●東京都告示第二百二十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和八年三月五日

【別表】

| | 化学名 | 通称名 |
|-----|--|---|
| (1) | (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類 | 1SB-LSD |
| (2) | 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類 | 3Cl-PCP、 3-Chloro-PCP |
| (3) | 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類 | 2me-PiHP、2me-PHiP、 2-methyl- α -PiHP、 2-methyl- α -PHiP |
| (4) | プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類 | Isopropoxate |

●東京都告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月四日

東京都知事 小池百合子

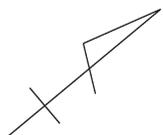
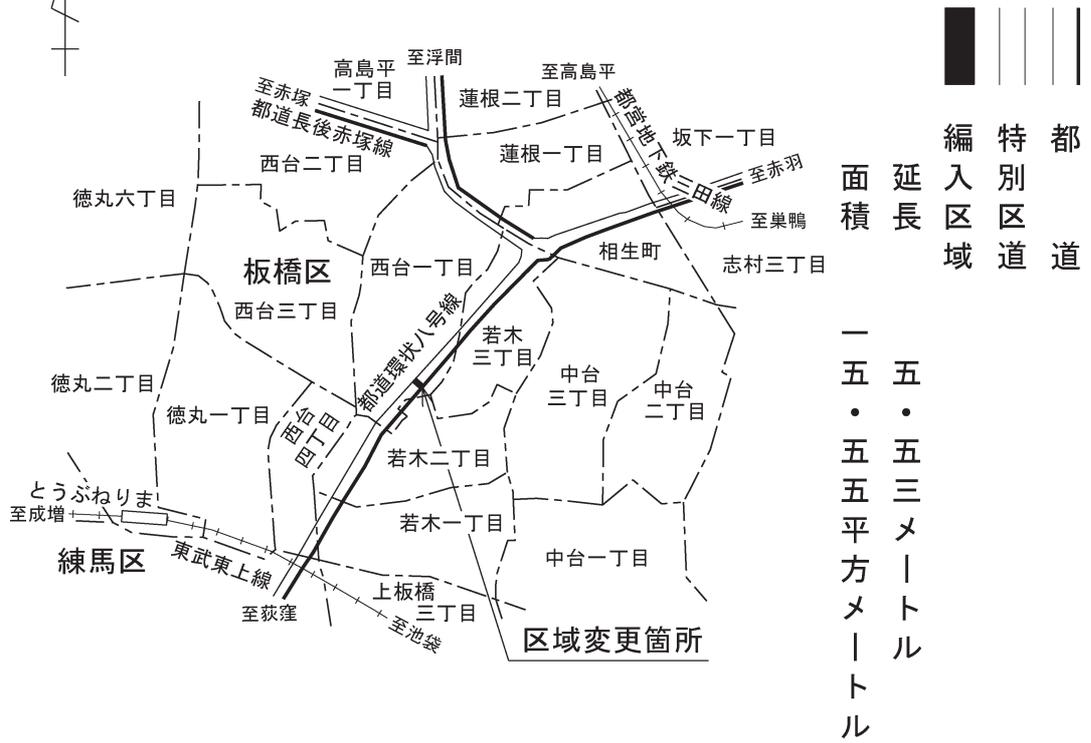
一 路線名 環状八号

二 変更の区間 板橋区西台一丁目四百五十七番二地内から同所同番三地内まで

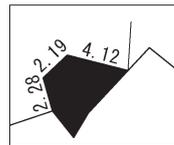
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道環状八号線区域変更略図
板橋区西台一丁目地内



板橋区
西台一丁目

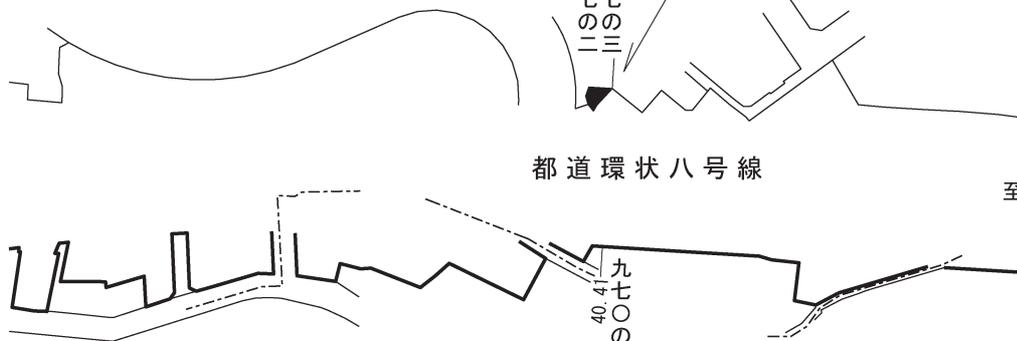


四四五七七の二三

至荻窪

都道環状八号線

至赤羽



若木二丁目

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和八年三月四日

東京都選挙管理委員会

二二二、七二三

●東京都選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年三月四日

東京都選挙管理委員会

一、五四八、二六五

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和八年三月四日

東京都選挙管理委員会

| 選挙区名 | 数 |
|---------|---------|
| 千代田区選挙区 | 18,383 |
| 中央区選挙区 | 49,970 |
| 港区選挙区 | 69,576 |
| 新宿区選挙区 | 91,470 |
| 文京区選挙区 | 62,505 |
| 台東区選挙区 | 59,229 |
| 墨田区選挙区 | 80,420 |
| 江東区選挙区 | 138,982 |
| 品川区選挙区 | 115,268 |
| 田黒区選挙区 | 78,919 |
| 大田区選挙区 | 171,266 |
| 世田谷区選挙区 | 196,484 |
| 渋谷区選挙区 | 64,269 |
| 中野区選挙区 | 94,829 |
| 杉並区選挙区 | 148,385 |
| 豊島区選挙区 | 76,758 |
| 北区選挙区 | 97,517 |
| 荒川区選挙区 | 58,009 |
| 板橋区選挙区 | 146,444 |

| | |
|----------|---------|
| 練馬区選挙区 | 170,664 |
| 足立区選挙区 | 162,548 |
| 葛飾区選挙区 | 128,223 |
| 江戸川区選挙区 | 159,796 |
| 八王子市選挙区 | 145,368 |
| 立川市選挙区 | 52,172 |
| 武蔵野市選挙区 | 41,468 |
| 三鷹市選挙区 | 53,036 |
| 青梅市選挙区 | 36,901 |
| 府中市選挙区 | 73,037 |
| 昭島市選挙区 | 32,006 |
| 町田市選挙区 | 120,446 |
| 小金井市選挙区 | 34,639 |
| 小平市選挙区 | 53,882 |
| 日野市選挙区 | 52,846 |
| 西東京市選挙区 | 57,142 |
| 西多摩選挙区 | 67,643 |
| 南多摩選挙区 | 67,828 |
| 北多摩第一選挙区 | 85,697 |
| 北多摩第二選挙区 | 57,547 |
| 北多摩第三選挙区 | 90,445 |
| 北多摩第四選挙区 | 53,659 |
| 島部選挙区 | 6,443 |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

